予防接種事務のデジタル化に係る医療機関説明会での質問に対する回答（R8.10.14時点）

※本Q＆Aの内容は令和8年10月時点で想定される内容を記載したものです。今後、国の通知、制度設計、システム仕様等の変更により、内容を修正する場合があります。

予防接種事務のデジタル化に関する質問		
No.	質問	回答
1	バーコードリーダーは医療機関で準備しなければなりませんか。	現時点では未確定でございますが、市で準備することができないか検討しておりますので、対応方針が決まり次第、ご案内いたします。
2	予防接種サイトへの接続は、オンライン資格確認ネットワークを使用するということですが、オンライン資格確認ネットワークと接続されたパソコンが受付にしかない医療機関では会計、予診票の確認、診察、接種の確認をスムーズに行えるか心配です。 また、オンプレミス型の電子カルテを使用している医療機関では、電子カルテにインターネット接続することもできないため、クラウド型の電子カルテ主体の整備になるのではないかと、環境整備に不安があります。オンプレミス型でも予防接種サイトを使えるようにしてほしいです。	国からは、令和10年４月を目途に、オンライン資格確認端末に中継機能を追加し、その機能を自動配信することで、既存の診察室等のパソコンからオンライン資格確認ネットワークを経由して予防接種サイトを利用できる仕組みを整備する予定であると示されています。 この仕組みにより、新たにハブの増設や無線通信環境を構築することなく、既存の院内環境を活用した運用が可能となることが想定されています。 （医師の診察室PCやルータ設定を一部変更しなければならない可能性はあります。） また、国において、将来的には電子カルテを使用してのデジタル化を検討していますが、医療機関がオンプレミス型、クラウド型、両方の電子カルテの改修に対応できるよう技術解説書を公開する予定であるとされています。
3	受付、看護師、医師が各持ち場で予防接種サイトを閲覧できないと、業務が滞るのではないかと心配しています。受付のパソコン、看護師のパソコン、医師のパソコンの全てにオンライン資格確認ネットワークを導入しないといけませんか。	質問２の回答の仕組み（下線部分）により、院内全てのパソコンにオンライン資格確認ネットワークの導入をしなくても、予防接種サイトが利用できるようになる想定です。
4	母子健康手帳への記載はどうなりますか。	国によりますと、当面の間は、従来どおり、母子健康手帳の「予防接種の記録」欄に接種年月日、ワクチン名、ロット番号、実施場所等をご記入いただく運用は継続することとされています。 なお、Ｂ類についても、お知らせの「予防接種済証」欄への記載をお願いします。
5	同じ月にデジタル予診票の利用と紙予診票の利用があった場合の請求の仕方はどうなりますか。	予防接種サイトでは、デジタル予診票による接種記録だけでなく、紙予診票による接種記録も登録することが可能です。 医療機関において、デジタル予診票・紙予診票のいずれの接種記録も予防接種サイトへ登録した場合は、国保連合会から支払いが行われます。 一方で、紙予診票分の接種記録を医療機関で登録することが難しく、市へ紙予診票を提出する運用とした場合は、市が予予請求システムへ登録した後に請求処理を行うこととなるため、国保連合会からの支払時期がデジタル予診票分と異なり、接種月から３か月後程度となる可能性があります。この場合、同一月の接種であっても、デジタル予診票分と紙予診票分で支払月が分かれることとなり、請求管理が複雑になることが想定されます。 そのため、本市では、接種記録の登録を行う医療機関におかれましては、デジタル予診票・紙予診票を問わず、すべての接種記録を予防接種サイトへ登録していただくことを想定しています。 接種記録（デジタル予診票及び紙予診票）の予防接種サイトへの登録方法についての操作マニュアル等は今後提供させていただく予定です。

予防接種事務のデジタル化に係る医療機関説明会での質問に対する回答（R8.10.14時点）

※本Q＆Aの内容は令和8年10月時点で想定される内容を記載したものです。今後、国の通知、制度設計、システム仕様等の変更により、内容を修正する場合があります。

予防接種事務のデジタル化に関する質問		
No.	質問	回答
6	システム障害・停電・通信障害・大規模災害時について システムを利用できない場合の本人確認および過去の接種記録の確認方法について教えてください。	顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の故障、通信障害等により本人確認ができない場合は、マイナポータルの資格情報画面やマイナ保険証による本人確認を行うことを想定しています。また、通信障害やシステム障害により、予予・請求システムで過去の接種記録を確認できない場合は、母子健康手帳等により確認することを想定しています。なお、上記の場合においては、デジタル予診票から紙の予診票に切り替えて予防接種を実施していただきます。
7	システム障害・停電・通信障害・大規模災害時について 予予・請求システムのデータのバックアップ・保管体制はどうなっていますか。	国によると、予予・請求システムにおいて障害が発生した場合には、障害の内容や規模に応じて、あらかじめ定められた復旧手順に基づき対応するとされております。 システム基盤のみの障害については、原則として２時間以内の復旧を想定しています。また、大規模災害等により一部の基盤が利用できなくなった場合においても、地理的に分散した別拠点に保管されたバックアップを活用することで、３日以内に基盤を復旧する体制を整えています。 なお、障害の影響が業務アプリケーションに及ぶ場合には、復旧までにこれより長い時間を要する場合があります。 いずれにせよ、システム障害が発生し復旧に時間を要する場合には、紙予診票での業務に切り替えていただくことも含めて、予防接種業務を継続いただくことになります。
8	サイバーセキュリティ管理者は 「医療機関でのサイバーセキュリティ管理者とは誰を指しますか」 という質問の想定で回答しております。	サイバーセキュリティ管理者とは、院内のネットワークや電子カルテ等の情報システムの管理を担当し、システム設定やセキュリティ対策に関する判断を行う責任者が該当すると想定されます。（院長、事務長、システム担当者等、貴院の情報システム管理を担う方）
9	入院患者様に予防接種を実施する場合は、従来通り紙の運用になりますか。	自身のスマートフォンなどからデジタル予診票の入力が困難な場合、従来通り紙の予診票を使用いただくことを想定しています。
10	介護施設など、院外で予防接種を実施（集団接種など）した場合はどうなりますか。	紙予診票にて接種を実施し、接種記録の登録は、自院に戻ってから４情報または予防接種対象者番号で記録をシステムに登録いただくことを想定しています。 ［４情報（氏名、住所、生年月日、性別）］ 予防接種サイト上で４情報と接種記録を入力していただきます。自治体で医療機関が入力した内容をもとに個人を特定し、承認することで、記録の登録が完了します。 ［予防接種対象者番号（21桁）］ オンライン資格確認端末でマイナンバーカードを用いて本人確認を実施した場合と同様、予防接種サイト上で予防接種対象者番号を入力することで個人が特定されますので、後は接種記録の登録を行い完了となります。 ※高齢者が対象のＢ類予防接種について、予防接種対象者番号を予診票へ記載する方法や、個人へ通知する方法など、どのような方法がよいか検討しているところです。
11	受診者が予防接種を打つ日はどうやって決めるのですか。これまで通り各医療機関の予約システムで対応して良いのですか。	予約は今まで通り、各医療機関の予約システムで行いますので、既存の予約システムで予約された日に予防接種を実施することになります。

予防接種事務のデジタル化に係る医療機関説明会での質問に対する回答（R8.10.14時点）

※本Q＆Aの内容は令和8年10月時点で想定される内容を記載したものです。今後、国の通知、制度設計、システム仕様等の変更により、内容を修正する場合があります。

予防接種事務のデジタル化に関する質問		
No.	質問	回答
12	デジタル予診票を未記入のままでは受診出来ないようにできますか。	デジタル予診票の入力と各医療機関における予約・来院手続きは独立しており、一体的に管理されるものではないため、予診票の未記入をもって受診できないようにすることは困難です。 一方で、来院後にデジタル予診票を入力したり、紙の予診票を一から記入することは、円滑な予防接種業務や他の受診者の診療・接種の待ち時間に影響を及ぼす可能性があります。このため、市としては、マイナポータルを通じた勧奨通知やデジタル予診票の案内、ホームページ等を活用し、事前のデジタル予診票入力について周知・啓発を行う必要があると考えています。

インフルエンザ・新型コロナウイルスの案内はがきに関する質問		
No.	質問	回答
1	インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種の案内ハガキを忘れた場合、接種対象者の住所、氏名、生年月日をもとに自治体に接種者番号を問い合わせてもいいですか。	はい。お手数をお掛けしますが、お問い合わせいただき、予診票右上に記入いただきますようお願いいたします。